

お客様各位

2025年3月以前に確認済証を取得し、4月以降に着工する物件について

日頃より当センターをご利用いただきありがとうございます。

2025年3月以前に確認済証を取得し、4月以降に着工する物件につきましては、改正後の建築物省エネ法及び建築基準法が適用され、新たに省エネ基準の審査や構造関係規定等の審査が必要となる場合があります。該当する物件につきましては、改正後の法律に適合している事の確認のため、新たに設計図書等の提出が必要になります。

新たに審査を要する設計図書等の提出方法につきましては、計画自体の変更の有無に関わらず、『計画変更調書』に図書等を添付頂くことで改正後の建築基準関係規定の適合を確認させていただきます。変更内容に応じた提出図書等及び提出時期は以下の通りとなります。

改正後の法適合審査を要するケース	提出する設計図書等	設計図書等の提出時期		
		構造関係規定等	建築物エネルギー消費性能基準 (評価・長期による場合を除く)	
			省エネ仕様基準	省エネ適判
計画自体に変更がなく、改正後の法適合確認のみ	計画変更調書 +改正後の法適合確認に必要な図書	中間（中間がない場合は完了）検査前まで	完了検査前まで	完了検査前まで
軽微な変更の場合	計画変更調書+変更図書 +改正後の法適合確認に必要な図書	中間（中間がない場合は完了）検査前まで	完了検査前まで	完了検査前まで
計画変更確認の場合	計画変更調書+計画変更確認申請書 +変更図書 +改正後の法適合確認に必要な図書	該当する工事に着手する前まで（中間検査が先行する場合は中間検査前まで）	計画変更確認時の審査	計画変更確認時に通知書添付

【中間・完了検査受付時期について】

設計図書等による審査で建築基準関係規定に適合している事を確認させて頂いた後に、中間・完了検査の申請が可能となります。

審査には所定の審査期間を要します。また、審査に伴い図書(施工計画)に変更が生じる場合があります。ご希望に沿った検査実施のため、設計図書等は各検査前に十分な日程的余裕を持ってご提出願います。

改正後の審査等に要する手数料につきましては、当センターHPの申請手数料一覧(P.3~4、P.6等)にてご確認ください。

ご不明な点がございましたら、確認部・検査部にお問い合わせください。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

(一財)愛知県建築住宅センター
確認部 TEL:052-264-4055
検査部 TEL:052-264-4056